

第9期中間市高齢者総合保健福祉計画の策定について

I 第9期中間市高齢者総合保健福祉計画とは

1. 法令等の根拠

中間市高齢者総合保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項の規定に基づき策定する計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第 117 条第1項の規定に基づき策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画です。

① 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の8第1項の規定に基づき策定する計画です。

老人福祉法 第 20 条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

② 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第 117 条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

中間市高齢者総合保健福祉計画

(高齢者保健福祉計画)

(介護保険事業計画)

2. 計画の期間

第9期計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

ただし、本計画は、現役世代の急減が想定される令和22年(2040年)を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定していく必要があります。

令和(年度)																				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第8期 (現計画)																				
			第9期	中長期的視点（令和22年を見据えて）																
				第10期																
					第11期															
						第12期														
							第13期													
								第14期												

II 国の動向

国では、介護保険制度に関して「社会保障審議会介護保険部会」において議論を進め、各期の介護保険事業計画の策定を前に、指針を示します。

表:国的基本指針見直しのスケジュール(令和5年2月27日時点)

年	令和4年	令和5年												令和6年				
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
国																		
	介護保険制度の見直しに関する意見 (社会保障審議会介護保険部会)		介護保険部会(基本指針見直し方針の議論)	課長会議(第9期計画に関する基本的考え方を提示)	推計ツール暫定版の提供		介護保険部会(基本指針見直し案の議論)	課長会議(基本指針案の提示)	推計ツール確定版の提供			都道府県との調整	報酬改定率等の係数を設定	介護報酬改定	第9期介護保険事業計画スタート			

III 国の基本指針の基本的な考え方や見直しのポイント

令和5年2月27日に厚生労働省で開催された第106回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針見直しの議論が行われました。国の基本指針の基本的な考え方や見直しのポイントは以下のとおりです。

◆第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

【基本的な考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント（案）】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤のあり方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民の地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整

備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
- ・介護給付等費用適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進